

家庭・事業者向けエコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

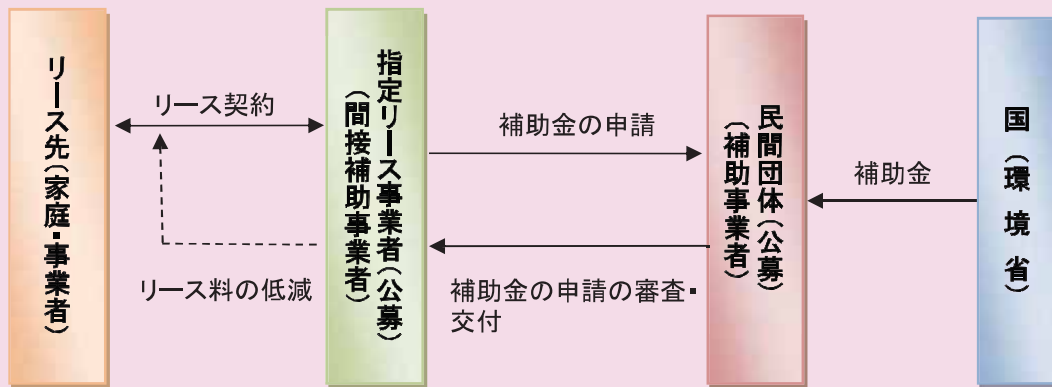
26年度予算額(案) 18.0億円

目的・意義

今後の中長期的な温室効果ガスの大幅削減のためには、家庭、業務、運輸部門での対策が急務です。本事業では低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭及び事業者(中小企業等)について、頭金なしのリースという手法を活用することによって低炭素機器の普及を加速化することを目的とします。

事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に対して助成を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者(大企業を除く)とし、他に国による補助制度がある場合には本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：指定リース事業者
2. 補助対象製品の例：

- (1) 家庭向け：住宅向け太陽光パネル 等
(家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。)
- (2) 事業者向け：高効率ボイラー、コージェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

3. 補助率：リース料の3%又は5%を補助。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。



高効率ボイラー



太陽光パネル



高効率
ショーケース



高効率
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド建機

“一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援（基金 / ADB 拠出金）

（担当：地球環境局国際連携課国際協力室）

26年度予算額（案） 60.0 億円

目的・意義

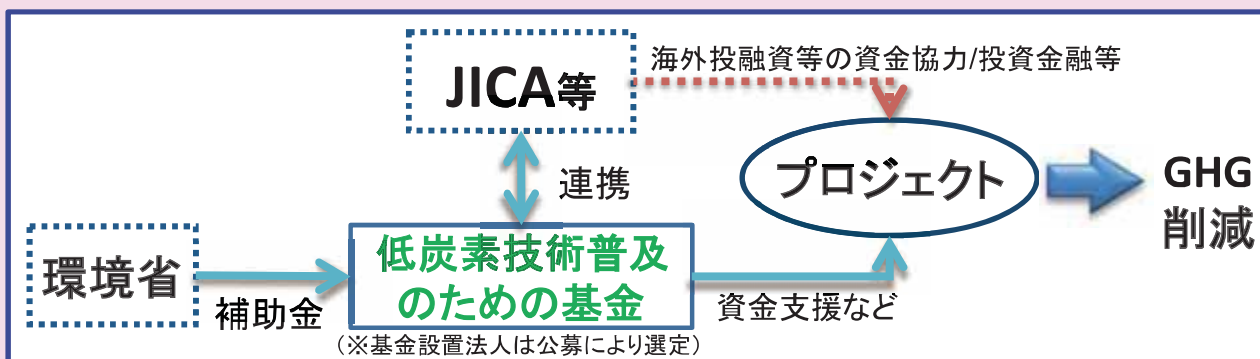
2050年に温室効果ガス排出を世界で半減させるとの長期目標達成のためには、2030年には全世界のエネルギー関連の排出量の約半分を排出すると予測されるアジア地域における低炭素化が不可欠です。

このため、経済成長著しいアジアの途上国が先進国が辿ったCO₂の大量排出の歴史を繰り返さずに“一足飛び”に低炭素社会に移行できるよう、JICA やアジア開発銀行といった援助機関と連携し、我が国がこれまで蓄積してきた優れた低炭素技術やノウハウを途上国へ大規模に展開するための二国間クレジット制度（JCM）を活用した支援を積極的に実施します。

事業内容

（1）JICA 事業と連携した基金の設立

JICA など我が国機関が支援するプロジェクトのうち、二酸化炭素排出削減効果の高い事業を支援するための基金を設置します。そして、この基金の運用を通じ、初期コストは高価であってもトータルで排出削減効果が高い、我が国の先進的な低炭素技術を活用し、従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体の低炭素化を推進します。削減分については JCM でのクレジット化を図ります。（下図）



（2）ADB 拠出金

アジアにおける開発と低炭素化を同時に実現するため、アジア開発銀行の信託基金に拠出を行い、アジア開発銀行が実施するプロジェクトでの先進的な低炭素技術の活用を推進します。

補助内容

【基金事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が基金を造成

II. 基金からの補助

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：JCMの二国間文書を署名している又は署名が見込まれる途上国において実施する二酸化炭素排出削減効果の高い事業
〔具体例：上下水道、水環境事業、焼却炉、コベネフィット案件、再生可能エネルギー、交通（MRT、BRT等）等〕
3. 補助割合：対象経費の1/2以下を補助

【ADB 拠出金】

I. 環境省がアジア開発銀行の信託基金に資金を拠出

II. 基金の対象事業

JCMの二国間文書を署名している又は署名が見込まれる途上国において実施する二酸化炭素排出削減効果の高い事業

- 〔具体例：上下水道、水環境事業、焼却炉、コベネフィット案件、再生可能エネルギー、交通（MRT、BRT等）等〕

二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

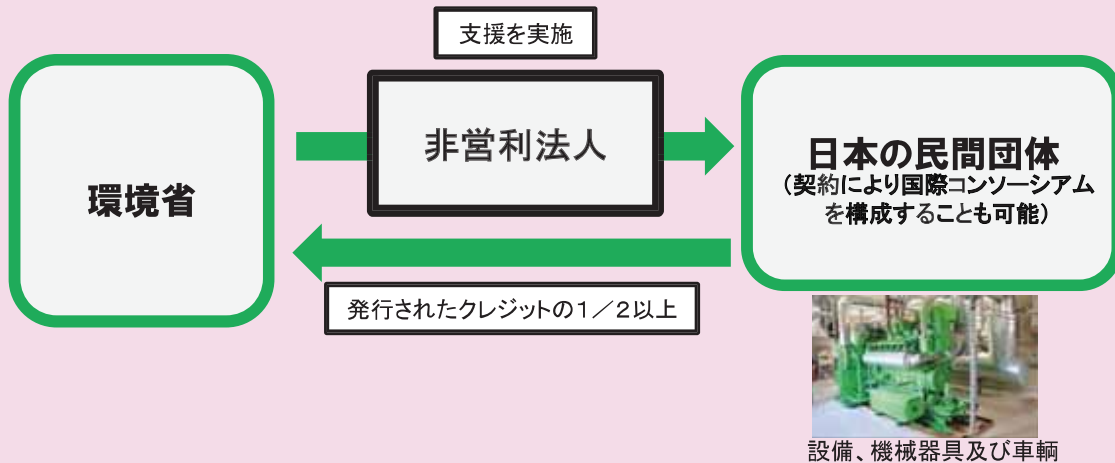
26年度予算額(案) 12.0億円

目的・意義

この事業は、二国間クレジット制度の活用を前提として、途上国において優れた技術等を活用してCO₂排出削減事業を行うことにより、低炭素技術の導入を促進し、地球環境保全に貢献することを目的としています。

事業内容

二国間クレジット制度の二国間文書を署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術等を活用してCO₂排出削減事業を実施するとともに、測定・報告・検証(MRV)を行っていただきます。MRVにより算出された排出削減量から発行されるクレジットの1/2以上を日本政府に納入することを前提として、事業者に対し初期投資費用の1/2の設備補助を行います。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：日本(法人登記)の民間団体(外国法人と国際コンソーシアムを組むことは可)
2. 対象設備・事業：エネルギー起源CO₂排出削減事業を実施できる設備、機械器具及び車輛
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助
4. 条件：
 - ・プロジェクト対象国が二国間文書を署名していない場合であっても、日本との間で正式に二国間文書が署名された際には、同制度にプロジェクトを申請していただきます。
 - ・補助対象者には、導入した設備、機械器具及び車輛等の効果によるMRVを実施して、2020年度までの間、環境省に報告していただきます。
 - ・補助対象者は、日本(法人登記)の民間団体としますが、日本法人と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織(国際コンソーシアム)を組む場合、日本法人が代表事業者となり、補助事業に係る経理その他の事務について一元窓口となる必要があります。